

青森県報

第四千百三十号

平成二十八年
四月一日
(金曜日)

目 次

告 示

消費者安全法第十条第一項の規定による消費生活センターについて……………	(県民生活課) …… 一
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………	(高齢福祉課) …… 三
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………	(同) …… 三
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………	(同) …… 三
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………	(障害福祉課) …… 四
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所支援事業の廃止の届出……………	(同) …… 四
地方卸売市場の開設の許可……………	(総合販売戦略課) …… 四
卸売業務の許可……………	(同) …… 五
道路の供用の開始……………	(道路課) …… 五
青森県建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等徴収条例別表第一号、第二号及び第三号の知事が定める者並びに同号の知事が定める場合……………	(建築住宅課) …… 五
液体クロマトグラフ/タンデム型四重極質量分析計の賃貸借契約に係る一般競争入札……………	(保健衛生課) …… 六

告

示

大規模小売店舗の変更の届出……………	(商工政策課) …… 八
特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧……………	(整備課) …… 九
建設業者の許可の取消し……………	(中地域局) …… 九
公営企業……………	(整備企画課) …… 九
青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程……………	(整備企画課) …… 九

青森県告示第二百四十四号

青森県消費生活条例(平成十年三月青森県条例第二号)第三十条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 消費生活センターの名称及び所在地

名 称	所 在 地
青森県消費生活センター	青森市長島一丁目の一

二 消費生活相談等の事務を行う日及び時間並びに場所

事務の区分	事務を行う日及び時間並びに場所		
	日	時間	場 所
一 消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)以下「法」という。第八十条第一項第一号(青森県の休日)に後五時十五分	月曜日から金曜日	午前八時三十分から午後四時三十分	青森市新町二丁目

<p>一 項第一号の規定による市町村相互間の連絡調整の事務及び市町村に対する必要な助言等の事務の一部</p> <p>二 法第八条第一項第二号二の規定による情報の収集及び提供の事務の一部</p> <p>三 法第八条第一項第三号の規定による市町村との間の情報交換の事務の一部</p> <p>四 法第八条第一項第四号の規定による関係機関との連絡調整の事務の一部</p> <p>五 青森県消費生活条例（以下「条例」という。）第二十九号第四号の規定による情報の収集及び提供の事務の一部</p> <p>六 第一号から第五号までに掲げる事務に附帯する事務</p>	<p>関する条例（平成分まで元年三月青森県条例第三号）第一条第一項に規定する県の休日という。以下同じ。）を除く。</p>	<p>午前九時から午後五時三十分まで</p>	<p>青森市中央三丁目二〇の三〇 県民福祉プラザ</p>
<p>七 法第八条第一項第二号イの規定による事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務</p> <p>八 法第八条第一項第二号ロの規定による事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあつせんの事務</p> <p>九 条例第二十九号第一号の規定による消費者からの苦情の申出又は消費生活に関</p>	<p>月曜日から金曜日まで（県の休日を除く。）</p>	<p>日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（十二月二十九日から翌年の一月三日まで</p>	<p>午前九時から午後四時</p>

<p>する相談の事務</p> <p>十 条例第二十九号第二号の規定による消費者からの苦情の処理のためのあつせんの事務</p> <p>十一 第七号から第十号までに掲げる事務に附帯する事務</p>	<p>の日を除く。）</p>	<p>午前八時三十分から午後五時まで</p>	<p>十二 法第八条第一項第一号の規定による市町村に対する必要な助言等の事務の一部</p> <p>十三 法第八条第一項第二号八の規定による調査又は分析の事務</p> <p>十四 法第八条第一項第二号二の規定による情報の収集及び提供の事務の一部</p> <p>十五 法第八条第一項第三号の規定による市町村との間の情報交換の事務の一部</p> <p>十六 法第八条第一項第四号の規定による関係機関との連絡調整の事務の一部</p> <p>十七 条例第二十九号第三号の規定による試験、検査、調査等の事務</p> <p>十八 条例第二十九号第四号の規定による情報の収集及び提供の事務の一部</p> <p>十九 第十二号から第十八号</p>
--	----------------	------------------------	--

までに掲げる事務に附帯する事務

三 消費生活相談等の事務の委託を受けた者の名称及び住所

委託した事務	委託を受けた者の名称及び住所	
	名 称	住 所
前号の表の第七号から第十九号までに掲げる事務	特定非営利活動法人 青森県消費者協会	青森市中央三丁目二〇の三〇

青森県告示第二百四十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十八年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	名称	所在地	届出の年月日	廃止の年月日
株式会社 スライヴ社	黒石市大字境松字村井一〇の一	株式会社 スライヴ社	訪問看護	訪問介護センターの松字村井一〇の一	黒石市大字境松字村井一〇の一	平成二六・二二・二六	平成二六・二二・二六
株式会社 スライヴ社	黒石市大字境松字村井一〇の一	株式会社 スライヴ社	訪問看護	訪問介護センターの松字村井一〇の一	黒石市大字境松字村井一〇の一	平成二六・二二・二六	平成二六・二二・二六
医療法人 白生会	五所川原市旭町二〇の六	医療法人 白生会	短期入所介護	医療法人 白生会 腸病院	五所川原市字中平井町一四二六・二二・二五	平成二六・二二・二六	平成二六・二二・二六

株式会社 倭優	上北郡東北町字外姥沢前平六六の一	訪問介護	こうゆうデイサービスセンター	上北郡東北町字外姥沢前平六六の一	平成二六・二二・二六	平成二六・二二・二五
株式会社 倭優	上北郡東北町字外姥沢前平六六の一	訪問介護	こうゆうデイサービスセンター	上北郡東北町字外姥沢前平六六の一	平成二六・二二・二六	平成二六・二二・二五

青森県告示第二百四十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第一項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十八年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	名称	所在地	届出の年月日	廃止の年月日
株式会社 倭優	上北郡東北町字外姥沢前平六六の一	株式会社 倭優	居宅介護支援事業所	株式会社 倭優	上北郡東北町字外姥沢前平六六の一	平成二六・二二・二七	平成二六・二二・二五

青森県告示第二百四十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十八年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 名	氏名称又は 主たる事務所の 所在地又は住所の 所在地	指定介護予防サービス 事業者	介護予防サービス の種類	名称	所在地	届出の 年月日	廃止の 年月日
株式会社 スライヴ	黒石市大字境松 字村井一〇の一	訪問介護 訪問介護 訪問介護	訪問介護 訪問介護 訪問介護	訪問介護 訪問介護 訪問介護	黒石市大字境 松字村井一〇の一	平成 二六・一・三	平成 二六・二・九
医療法人 白生会	五所川原市旭町 二〇の六	介護短期 養介護	介護短期 養介護	医療法人 腸病院	五所川原市 中平町一四 二の一	二六・二・三	"
株式会社 倭優	上北郡東北町 外姥沢前平六六	介護所 介護	介護所 介護	デイサービス ゆうこ	上北郡東北町 外姥沢前平 六六の一	二六・三・七	二六・三・一五
株式会社 倭優	上北郡東北町 外姥沢前平六六	介護訪問 介護	介護訪問 介護	こうゆう ヘルパー システム センター	上北郡東北町 外姥沢前平 六六の一	"	"

青森県告示第二百四十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十八年四月一日

青森県知事 三村 申 吾

名称	指定障害福祉サービス 事業者	障害福祉 サービスの 種類	名称	障害福祉サービス事業を 行う事業所	所在地	廃止 年月日
名称	主たる事務所の 所在地	障害福祉 サービスの 種類	名称	こうゆう ヘルパー システム センター	上北郡東北町 外姥沢前平 六六の一	年月日

三戸郡福祉 事務所組合	三戸郡五戸町大 字倉石中市字小 渡八八の二	就労移行 支援	三戸郡福祉 事務所組合立 明幸園	三戸郡五戸町大 字倉石中市字小 渡八八の二	平成 二六・三・三
----------------	-----------------------------	------------	------------------------	-----------------------------	--------------

青森県告示第二百四十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第二十一条の五の二十四第二号の規定により公示する。

平成二十八年四月一日

青森県知事 三村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名称	主たる事務所 の所在地	障害児通 所支援の 種類	障害児通所支援事業を行 う事業所	名称	所在地	廃止 年月日
社会福祉法 人サポート センター虹	八戸市大字尻内 町字鴨ヶ池一 七の一	放課後等 デイサービス センター	放課後等 デイサービス センター	こども発達 支援セン ター虹	八戸市大字尻内 町字鴨ヶ池九 六の三	平成 二六・三・三	

青森県告示第二百五十号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十五条の規定により、次のとおり地方卸売市場の開設を許可したので、青森県地方卸売市場条例（昭和四十七年四月青森県条例第二十六号）第二十四条の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

青森県知事 三村 申 吾

開設者	名称	所在地	許 可 日 可	取 扱 品 目 の 類
氏名称又は 住所	名称	所在地	年月日	部

青森市	青森市中央一丁目二の五	青森市公設 地方卸売市場	青森市卸町一の	平成 二六・四・一	花き部
-----	-------------	-----------------	---------	--------------	-----

青森県告示第二百五十一号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十八条第一項の規定により、次のとおり地方卸売市場において卸売業務を行うことを許可したので、青森県地方卸売市場条例（昭和四十七年四月青森県条例第二十六号）第二十四条の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

卸売業者	氏名又は名称	住所	名称	所在地	許年月日	取扱品目の類
	株式会社青森花弁	青森市卸町一の	青森市公設地方卸売市場	青森市卸町一の		

青森県告示第二百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年四月三十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道榑引上名久井三戸線	三戸郡三戸町大字梅内字鬢田八の一から三戸郡三戸町大字在府小路町二の一まで	平成二六・四・一

青森県告示第二百五十三号

青森県建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等徴収条例（平成二十八年三月青森県条例第八号。以下「条例」という。）別表第一号、第二号及び第三号の知事が定める者並びに同号の知事が定める場合は、次のとおりとする。

平成二十八年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 条例別表第一号、第二号及び第三号の知事が定める者は、次に掲げる者とする。

イ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関

ロ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（非住宅建築物（住宅の用途以外の用途のみに供する建築物をいう。以下同じ。）若しくは複合建築物（住宅の用途に供する部分及び住宅の用途以外の用途に供する部分（以下「非住宅部分」という。）を有する建築物をいう。以下同じ。）若しくは複合建築物の非住宅部分に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは法第三十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定又は非住宅建築物若しくは複合建築物に係る法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定（以下「建築物エネルギー消費性能基準適合認定」という。）を受けようとする場合を除く。）

二 条例別表第三号の知事が定める場合は、次に掲げる場合とする。
イ 建築物エネルギー消費性能基準適合認定の申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第三条第一項の通知に係る通知書の写し及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十五条第五項、第七十条の二第五項又は第十八条第十八項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写しの添付がある場合（当該通知がされ、及び当該検査済証が交付されてから建築物エネルギー消費性能基準適合認定の申請までに当該申請に係る建築物について当該通知に係る法第二十九条第一項の規定による

認定の内容及び当該検査済証に係る建築基準法第七条第四項、第七条の二第四項又は第十八条第十七項の検査の内容に変更がない場合に限る。）

ロ 建築物エネルギー消費性能基準適合認定の申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第六条において準用する同令第三条第一項の通知に係る通知書の写し及び検査済証の写しの添付がある場合（当該通知がされ、及び当該検査済証が交付されてから建築物エネルギー消費性能基準適合認定の申請までに当該申請に係る建築物について当該通知に係る法第三十一条第一項の規定による変更の認定の内容及び当該検査済証に係る建築基準法第七条第四項、第七条の二第四項又は第十八条第十七項の検査の内容に変更がない場合に限る。）

ハ 建築物エネルギー消費性能基準適合認定の申請書に、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）第四十三条第一項の通知に係る通知書の写し及び検査済証の写しの添付がある場合（当該通知がされ、及び当該検査済証が交付されてから建築物エネルギー消費性能基準適合認定の申請までに当該申請に係る建築物について当該通知に係る都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十三条第一項の規定による認定の内容及び当該検査済証に係る建築基準法第七条第四項、第七条の二第四項又は第十八条第十七項の検査の内容に変更がない場合に限る。）

ニ 建築物エネルギー消費性能基準適合認定の申請書に、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第四十六条において準用する同令第四十三条第一項の通知に係る通知書の写し及び検査済証の写しの添付がある場合（当該通知がされ、及び当該検査済証が交付されてから建築物エネルギー消費性能基準適合認定の申請までに当該申請に係る建築物について当該通知に係る都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定による変更の認定の内容及び当該検査済証に係る建築基準法第七条第四項、第七条の二第四項又は第十八条第十七項の検査の内容に変更がない場合に限る。）

ホ 建築物エネルギー消費性能基準適合認定の申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成十三年八月十四日国土交通省告示第千三百四十六号）別表一の断熱等性能等級について四の記載がされ、及び同表の一次エネルギー消費量等級について四又は五の記載がされているものに限る。）の写しの添付がある場合（当該建設住宅性能評価書が交付されてから建築物エネルギー消費性能基準適合認定の申請までに当該申請に係る建築物について当該建設住宅性能評価書に係る同法第五条

第一項の規定による住宅性能評価の内容に変更がない場合に限る。）

ヘ 平成二十八年四月一日に現に存する建築物（非住宅建築物及び複合建築物を除く。）に係る申請にあつては、イからホまでに掲げる場合のほか、建築物エネルギー消費性能基準適合認定の申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表二の一の一次エネルギー消費量等級について三、四又は五の記載がされているものに限る。）の写しの添付がある場合（当該建設住宅性能評価書が交付されてから建築物エネルギー消費性能基準適合認定の申請までに当該申請に係る建築物について当該建設住宅性能評価書に係る同法第五条第一項の規定による住宅性能評価の内容に変更がない場合に限る。）

公 告

液体クロマトグラフ/タンデム型四重極質量分析計の賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十八年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の賃貸借

1 賃貸借物品

液体クロマトグラフ/タンデム型四重極質量分析計

2 物品の規格等

液体クロマトグラフ/タンデム型四重極質量分析計の賃貸借仕様書による。

3 契約期間

平成二十八年七月一日から平成三十三年六月三十日まで

ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の途中において当該契約を解除することがある。

4 納入場所

青森県環境保健センター（青森市東道二丁目一の一）

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号（物品等の競争入札参加資格）、平成二十六年一月三十一日青森県告示第五十一号（物品等の競争入札参加資格）、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により事務用品、薬品・理化学機器又はその他のAの特級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目一の一

青森県健康福祉部保健衛生課食品衛生グループ

電話 〇一七 七三四 九二二四

2 入札書の提出期限

平成二十八年五月十日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目一の一

青森県庁舎 北棟二階B会議室

平成二十八年五月十一日 午後一時三十分

四 入札保証金及び契約保証金に関する事項

1 入札保証金

青森県財務規則第三百二十二条及び第三百三十三条の規定による。

ただし、青森県財務規則第三百二十二条第一項に規定する競争入札に参加する者の見積もる金額は、初年度の契約金額とする。

2 契約保証金

青森県財務規則第一百五十九条の規定による。

(一) 契約期間中初年度の契約金額（翌年度以降の各年度においては各年度の契約金額）の百分の五以上の契約保証金を納付し、又は当該契約保証金の納付に代わる担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証契約を締結したとき。

イ 過去二年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって契約し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(二) アに記載する契約保証金の免除要件その他については、翌年度以降における各年度の契約金額についても同様であること。

五 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

六 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、七の3の規定により落札対象とする者を落札者とする。

七 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書等を入札書の提出期限までに青森県健康福祉部保健衛生課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書等の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 入札に参加を希望する者は、入札説明書に基づき製作仕様書等を作成し、これを入札書の提出期限までに青森県健康福祉部保健衛生課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、これに応ずるとともに、必要な場合には、当該製作仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

賃貸借物品に要求する性能等が満たされていると判断した2の(二)の製作仕様書等に係る入札書のみ落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約期間の総額のうち九か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載するにす。

SUMMARY

1 Service required :

Leasing of Liquid Chromatography Tandem Mass Spectrometer

2 Period of Lease :

From July 1,2016 through June 30,2021

3 Time limit for tender :

By 5:00 p.m.on May 10,2016

4 Contact point :

Health and Sanitation Division
Department of Health and Welfare
Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City,Aomori 030-8570
JAPAN
TEL : 017-734-9214

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三沢堀口ショッピングセンター
三沢市大字三沢字堀口九四の四五九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
J A三井リース株式会社 東京都品川区東五反田二丁目一〇の二 代表取締役 高橋則広	J A三井リース株式会社 東京都中央区銀座八丁目十三の一 代表取締役 高橋則広	平成 二六・一・四
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更無し	

三 届出年月日

平成二十八年三月二十四日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び三沢市役所

2 期間

平成二十八年四月一日から同年八月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年八月一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第十七条第十項の規定により、白糠地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第十一項において準用する同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

白糠地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案

二 縦覧場所

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課並びに東通村つくり育てる農林水産課及び六ヶ所村農林水産課

三 縦覧期間

平成二十八年四月一日から同月二十一日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、東通村つくり育てる農林水産課及び六ヶ所村農林水産課にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 直井鉄工所

二 氏名 直井 克亢

三 主たる営業所の所在地 平川市沖館向野二三の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二三)第二〇〇五〇五号

五 取消年月日 平成二十八年三月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 営 企 業

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十八年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第一号

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程

青森県公営企業財務規程(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 行政不服審査提出書面等交付手数料及び当該手数料に係る書面等の送付に要する費用

第二百二十九条第三号中「年二・九パーセント」を「年二・八パーセント」に改める。

附 則

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県公営企業財務規程第二百二十九条の規定は、平成二十八年四月一日以後に締結する契約（同日前に青森県公営企業財務規程第三百一条の規定により契約の準備行為を行ったものを除く。）について適用し、同日前に締結した契約及び同日前に青森県公営企業財務規程第二百二十九条の規定により契約の準備行為を行った契約については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭